福島県環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時 平成22年8月24日(火) 午後1時30分開会 午後2時55分閉会
- 2 場 所 福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室
- 3 議事
 - (1) 会長選出について
 - (2) 「羽鳥湖高原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について
 - (3) スケジュールについて
- 4 出席者等

(1) 環境影響評価審査会9名(2) 事務局4名(3) 事業者4名(4) 傍聴者12名

- 5 議事内容
 - (1) 新会長等選出

新会長として 稲森悠平委員 を選出

会長職務代理者として引き続き 渡辺敏夫委員 を指名

(2) 「羽鳥湖高原風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について

事業者である株式会社ユーラスエナジージャパンより、当該方法書の概要、及び事前に審査会委員から質問のあった事項に対する回答を資料に基づき説明し、その後質 疑応答を行った。

質疑応答の要旨については、以下のとおり。

【委員】

渡り鳥の調査については、1回/月、3日/回の調査ということであったが、渡り鳥については、10日や2週間ごとに鳥の種類が変わるし、そのピークも変わる。できれば、渡り鳥にとって天気の良い日を選んで、1日ずつ離して調査する方が有効なので考慮願いたい。

猛禽類については当然、生息が近傍にあれば、行動圏解析等をしなければならない(特に繁殖期)。また、全期間を通じての餌狩り場を明らかにするなど、近傍に生息がある場合は観察を強化しなければならないと思う。

次に、コウモリについては、県などから県内の風力発電施設等のコロニー情報や移動 情報を入手して、その頃の夜間調査を是非お願いしたい。

最後に、ここは全域がほぼ国有林で緑の回廊に入っていると説明があった。福島県は 関東森林管理局の所管になるが、福島県の場合全ての国有林が緑の回廊になっていると 聞いている。緑の回廊の場合、緑の回廊設定以前に計画があった林道等については事業 停止にしないが、新規の計画については検討するという話になっていると思う。福島県 内の緑の回廊の取り扱いはどうなっているか。

【事業者】

調査方法に関する指摘については、その指摘を踏まえて調査することとしたい。 緑の回廊の件については、関東森林管理局と昨年の11月から非公式に協議を進めて

いる。新規開発については審査手続きがあるが、門前払いということではなく、公益性ということを考慮して判断したいということであった。

【委員】

工事用道路の幅は6mでそのレイアウトはまだ決まっていないということだが、総延長はどのくらいになるのか。

【事業者】

だいたい、風車と風車の間は最低限200~300m必要となる(地形等によってはそれ以上)が、風車のレイアウトや基数等が決まっていないので、現段階では道路総延長については答えられない。

【委員】

削った道路は舗装するのか。

【事業者】

特に急斜面で土砂の流出が懸念される場所については、一部舗装する可能性があるが基本的には砂利道とする予定である。

【委員】

砂利道ということであれば、ダンプが通れば粉じんの巻き上げが考えられる。粉じんの測定地点についてだが、西側は人家に近い場所で測定するようであるが、東側はなぜ谷の中で測定することとしているのか。もう少し東側の人家の多いところで測定した方が良いと思われるが。

【事業者】

粉じんの測定地点として選定したのは、事業実施箇所から最寄りの民家と思われる建物がある地点である。少し東側には集落があるが道路がいくつかに分かれていて工事車両が分散する可能性もあると考えて、工事車両が最も集中する地点でかつ計画地に一番近い民家がある地点として選定した。

【委員】

工事車両の運行による影響という意味ではそれで良いのかもしれないが、対象区域内での工事(建設機械の稼働)の影響ということに関しては、民家の多いところでチェックすべきではないか。アメダスの観測結果からは、福島県はあまり風の強くない地域と認識していたが、風力発電をつくるということは相当風が強いのだろう。おそらく西風が強いのだろうから、工事で巻き上げられた粉じんが東側の人家に落ちてくる可能性はないのか。

また、調査期間が10月になっているが、このような調査は最も条件の悪い時期を選んで行うべきだと思うがいかがか。

【事業者】

まず、建設機械の稼働に伴い粉じんが周辺集落に影響を及ぼすことはないのかという 点だが、予測・評価のなかでは近傍だけではなく、広範囲の影響の有無についてコメン トできるようにする。

次に、調査時期については委員の言うとおりで、工事車両台数のピークだとか建設機械稼働台数のピーク時などで調査すべきである。しかし、全体の工事計画が現状では定まっていない状況にあるため、交通センサスの結果を参考として、一般車両の交通が平

均的だとされている10月の交通量をベースに現況の把握をした上で、工事車両の運行 や建設機械の稼働のピーク時の予測・評価をすることとしている。

【委員】

既に関東森林管理局と協議をしているということであるが、その協議の結果、風車の 位置が高い確率でこのような配置になるということか。

【事業者】

風車の位置については、関東森林管理局をはじめ対外的な折衝に基づき設定したものではない。風況データ等をもとに社内で暫定的に設定したものである。

【委員】

現在ある道路は鳳坂林道と村有林道だけで、あとは新たにつくらなくてならないのだろうが、もし、道路がつくれないといった場合どうするのか。

【事業者】

道路がつくれない場所があった場合、そこには風車を建てないということになる。

【委員】

かなりの確率でこの44基が建つという見通しか。

【事業者】

44基はあくまで最大限なので、44基が建つという可能性は高くはない。

【委員】

アセスには直接関係ないことかもしれないが、最大出力が10万キロワットということであるが、風力発電ではこの10万キロワットをどのくらい有効に活用できるのか。

【事業者】

風が吹いていない時期や弱い時期があるので、日本の平均で20%程度である。ただし、今までのデータから、ここは日本の平均よりは風が強い地域である。

【委員】

風だけではなく、直流から交流に変換したり、送電線から放出されたりする影響で約20%と考えて良いのか。

【事業者】

基本的には風のみである。その他の変換ロス等を含めて規定のキロワット数としている。

【委員】

事前の質問事項への回答は了解したが、風車を建てる場所は、だいたい山頂緩斜面のようだが、緩斜面という種別であっても現実的にはかなり起伏がある(稜線も狭い)はずである。その場合、建設に際して造成が必要となり裸地が発生し、現在のバランスをとっている状態に比べれば、地表の流水が増えるのは間違いないので配慮してほしい。

【事業者】

了解した。

【委員】

送電線AルートとBルートとあるが、どちらかになるということか。

【事業者】

そのとおりである。

【委員】

図面をみると道路に沿ってルートが引かれているが、道路に沿って設置するということか。

【事業者】

道路に沿って電柱を建てるか地下に埋設する予定である。

【委員】

送電線というと山や谷を越えて最短距離でつなぐというイメージがあるが、道路に沿 うとなるとかなりの延長になる。

【事業者】

そのとおりである。

【議長】

他の委員は何か意見はないか。

【委員】

現段階では不明確な部分が多い方法書であり、何ともコメントできない。

【委員】

動植物に関する踏査ルートが示されていないが、最大44基という想定でおおよその 踏査ルートを示していだたきたい。

次に、低周波音の短時間暴露による健康影響があるのかどうか教えてほしい。羽鳥展望台が風車に囲まれるような立地になっているので、展望台に行ったら気分が悪くなるような状況にはならないのか。

【事業者】

踏査ルートに関してだが、鳥類についてはラインセンサスのルート等について予め示すことはできる。任意踏査として計画している、ほ乳類、両生類等の調査については面的とはいわないまでも、調査区域内は極力全体を歩き回りたいと考えている。車両のルート等が確定していないので、調査に関しては抜けがないようにまんべんなく行うこととしている。

低周波音の短時間暴露については、3月に環境省が風車の低周波音の調査結果を一部発表しているが、風車からの低周波音については、国際的にいわれている基準(人が感知できるレベル)よりは小さいレベルだといわれている。低周波音に関しては、大型バスの車内では感知できるレベルよりかなり高いものが出ている状況があり、バスの中では短時間暴露されているわけだが、低周波音により健康影響が出ているという知見は今のところない。したがって、風車近傍についても短時間暴露による健康影響が出るということはないと考えているが、今後行う予測・評価の中で明らかにしていきたい。

【委員】

事前質問については既に回答をもらっているので、回答どおりに実行してほしい。風車が見えない見込みだから評価しないということではなく、見えない場合こそ、こういう状況だから見えないということをきちんと評価すべきである。

【委員】

準備書段階では基数は確定するのか。

【事業者】

確定する。

【委員】

風力発電機1基を建てる際に、木材の伐採や植生の破壊といった行為をするわけだが、準備書段階では1基あたりどの程度の植皮が失われるのか明確にしてもらえれば、 もう少しわかりやすいと思う。

【委員】

コウモリを含むバードストライクに関する環境省の「風力発電施設立地適正化マニュアル」については、マニュアル検討会から環境省に報告書を提出しており、まもなくパブリックコメントの募集が行われ、年内には発行すると思う。同時に、「猛禽類保護の進め方」(環境庁1996年)の改訂版が発行される予定である。方法書段階を終了して具体的な環境影響評価を実施する際は、最新のマニュアルやガイドラインに基づいた調査・解析を実施するように知事意見に入れておいたほうが良い。

【委員】

風力発電機の機種も未定のようであるが、騒音については実際の風力発電機の出力を 用いて予測したほうが良いので、準備書段階では機種を確定して予測してほしい。

【事業者】

機種ごとにメーカーが音圧レベルを発表しているので、準備書段階で、もし複数の機種を想定している場合は、全ての想定機種について検証することとしたい。

【議長】

アセスメントを実施する際に、「12基から44基を想定しているのでよくわからない」ということでは話にならないので、他の委員の意見のように、12基建てる場合どのくらい植生が失われるのか44基の場合どうなのか等、それぞれの環境要素について基数ごとにシミュレーションをしてほしい。

12基の場合と44基の場合では4倍くらいの事業費がかかると思われるが、事業費や電力利益についてもシミュレーションすべきである。

また、羽鳥湖は公共用水域の水質類型指定がA類型となっている。現状(平成20年度)の水質データを見ると大腸菌群数が基準ギリギリになっている。12基建てる場合と44基建てる場合とでは、そこで作業する人の数も違う。作業する人がいればし尿も排泄されることとなる。方法書を見ると汚水処理人口普及率は地区により80%から94%あるが、下水道がきているところ、農業集落排水施設のところ、合併処理浄化槽のところと様々である。作業の人や見学者のトイレ利用、場合によっては作業の人は食事をつくる可能性もあるが、その時の汚水処理は重要である。福島県では猪苗代湖流域については、窒素、りんを除去する高度処理浄化槽を設置することとしている。そういった汚水処理は、羽鳥湖のような小さな湖を汚染しない(基準を上回らない)ためにも重要である。

汚水処理やその他の項目も含め、きちんと基数ごとにシミュレーションしてほしい。

(3) 今後のスケジュール

事務局から資料3により今後のスケジュールを説明。

(4) 閉会